

三木町告示 170 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を分任出納員に委任させたので、告示する。

令和 8 年 7 月 22 日

三木町長 伊 藤 良 春

